

平成26年 第3回定例会 7月10日

総務委員会に審査を付託されました議案五件及び請願五件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第九十三号の平成二十六年度岐阜県一般会計補正予算については、歳入予算補正は総額四億三千百六十四万六千円の増額をするものであり、その内容としましては、この冬の大雪で被災した農業生産施設の復旧に係る国庫支出金が一億三百五十三万五千円の増額、繰越金が一億四百五十一万一千円の増額、未来会館の改修などに係る県債が二億二千三百六十万円の増額となっております。

また、歳出予算補正中総務委員会関係としましては一億三千五百七十万円の増額をするものであり、山岳遭難防止対策及び防災情報通信システムの実施設計等を行うための経費に充てるものであります。

次に、条例その他の議案としましては、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活をともにするための休業について定める議第九十四号 岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例についてほか三件であります。

採決の結果、議第九十三号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第九十四号から議第九十六号まで及び議第一百一号の各案件については、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

議第九十三号 平成二十六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正の山岳遭難防止対策に関連し、登山届の提出義務化に関して、条例における罰則規定の内容や登山届の確認について質疑があり、罰則は五万円以下の過料であること、登山届の確認については、この夏の状況を踏まえながら関係者等と検討していくとの答弁がありました。これに対して、登山者のモラルの向上にも努められたいとの要望がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第三十八号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲をおこなわないことを政府に求める意見書提出の請願書、請願第四十号 「集团的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願書及び請願第四十二号 「集团的自衛権行使」容認に反対する請願については、既に今定例会にて可決された集团的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書の内容に沿わないものであるなどの意見があり、採決の結果、全会一致をもって三件の請願とも不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十九号 特定秘密保護法の廃止を政府に求める意見書提出の請願書及び請願第四十一号 「秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書については、法の適正な運用を図るために、政府内において有識者会議からの意見を踏まえ検討が進められていることから、特定秘密保護法の廃止を求める必要はないと考えられるなどの意見があり、採決の結果、全会一致をもって二件の請願とも不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

県議第九号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

今後、発生が予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を講じているところであります。この計画は、平成二十六年度末で期限が終了しますが、限られた期間内に緊急に整備すべき事業が数多く残されております。

また、東日本大震災などの国内外における大地震の教訓を踏まえ、東海地震による災害から地域住民の命と財産の安全を確保するため、公共施設の耐震化や避難地・避難路の整備など、地震対策をより一層進める必要が生じています。このため、国に対して、計画の根拠となっております「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮を強く求めるものでございます。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、意見書発案の趣旨説明といたします。よろしくお願いたします。